

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作成者	立証趣旨	備 考
甲 3 の 1	登記申請書	写し	H30. 10. 31	司法書士	藤林久士、被告が不正の不動産移転登記 手続の申請を行った こと等。	
甲 3 の 2	委任状	写し	H30. 10. 31	中山 直		
甲 3 の 3	委任状	写し	H30. 10. 31			
甲 4 の 1	判決書	写し	R1. 7. 31	東京地方裁判所		
甲 4 の 2	判決書	写し	R1. 12. 25	東京高等裁判所		
甲 4 の 3	確定証明書	写し	R2. 1. 29	東京高等裁判所		
	<p><b>【立証趣旨】</b></p> <p>大塚万吉が本訴の原告を被告として、平成30年2月26日付けの原告臨時株主総会における、代表取締役である大塚万吉を解任する旨の決議、代表取締役たる取締役として藤林久士を選任する決議等が不存在であること等を求めた訴訟において、東京地方裁判所及び東京高等裁判所は、いずれも、株主でない藤林久士が株主として議決権を行使したものであり、唯一の株主が関与せずに行われたものであるから、法的に決議が存在したとは評価できず、いずれの決議も不存在である旨判示し、請求を認容する判決を出したこと。</p> <p>上記高裁判決（甲4の2）は確定したこと。</p>					

以上